大阪大谷大学 教育後援会会則

(名称)

第1条 この会は、大阪大谷大学教育後援会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪大谷大学事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会は、大学の教育方針に則り、家庭と大学との連絡を密にして、教育事業を後援 し、大学の発展向上を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 家庭と大学との連絡
 - (2) 会報の発行
 - (3) 在学生の教育・厚生に対する援助
 - (4) 教職員の研究・福利に対する援助
 - (5) その他必要な事業

(会員)

- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 正会員 大学に在籍する学生の保護者全員(ただし、外国人留学生の保護者は申し出による。)
 - (2) 特別会員 大学に勤務する専任の教職員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

会長1名副会長3名会計1名監査2名常任幹事若干名常任委員若干名委員若干名

(役員の選出)

- 第7条 役員の選出は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 委員は、大学が正会員の中から推薦し、会長、副会長、会計および監査は委員の中から選び、総会の承認を得るものとする。
 - (2) 常任幹事は、委員及び特別会員の中から会長が委嘱する。
 - (3) 常任委員は、委員の中から会長が委嘱する。

(名誉会長・顧問)

- 第8条 本会に、名誉会長および顧問を置くことができる。
 - 2 名誉会長は、本会のため特別の功労を有する者で、常任会議の総意を以て会長が推薦する。
 - 3 顧問は、会長経験者である現職役員の中から常任会議の総意を以て会長が推薦する。

(常任会議)

- 第9条 本会の運営中、予算の編成その他重要な事項は、常任会議で取扱うものとする。
 - 2 常任会議は、第6条に定める役員(委員を除く)を以て構成する。
 - 3 常任会議は、会長が招集する。
 - 4 常任会議に顧問を加えることができる。
 - 5 常任会議には、大学事務局長および大学事務局長が指名した事務局職員が出席する。

(経費)

- 第10条 本会の経費は、寄付金ならびに会費をもって充てる。
 - 2 正会員の会費は、年額 12,000 円とする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(総会)

- 第12条 総会は、毎年1回会長が招集し、正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。 ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
 - 2 総会は役員の選任および会務・会計等の報告を行う。

(本会の事務掌理)

第13条 本会の事務は、大学事務局長が掌理する。

(会則の変更)

- 第14条 会則は、総会の決議によって変更することができる。
 - 2 決議は、出席正会員の2分の1以上の賛成を得なければならない。

附 則

この会則は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成4年5月28日から改正施行する。

附則

この会則は、平成13年5月14日から改正施行する。

r(| 目1

この会則は、平成16年5月24日から改正施行する。

附則

この会則は、平成17年5月19日から改正施行する。

附則

この会則は、平成18年5月20日から改正施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成22年5月15日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月18日から改正施行する。